

令和 8 年度 運営方針・事業計画



障害福祉サービス事業グループ

【姫路暁乃里／太陽の郷／チャレンジ／ふらっと／オリオン】

目次

<u>社会福祉法人 五倫会</u>	2
<u>指定障害者支援施設 姫路暁乃里</u>	6
<u>障害福祉サービス事業所 太陽の郷</u>	15
<u>共同生活援助 チャレンジ</u>	18
<u>相談支援事業所 ふらっと</u>	21
<u>放課後等デイサービス オリオン</u>	25

社会福祉法人 五倫会

理念

孟子の「五倫」の教えに基づき、「私たちは人間を愛し、一人ひとりの人間があるままに、自らの意思で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指す。」の理念のもと令和 7 年度事業を執行する。

1. 人間の夢や希望を応援し、一人ひとりが幸せと思える社会の実現に向けて働きます。
2. 支援を必要としている人に、真面目に、誠実に向き合い、常に専門性を高める努力を惜しまず、支援します。
3. 常に時代の流れに柔軟に対応しつつ、且つ生活の質を追求し、先駆的な事業にも果敢に挑戦します。

基本方針

職員の誓い

1. 利用者に対して尊敬と感謝の念を持ち、謙虚な気持ちを忘れません。
2. 利用者に対して誠心誠意、平等に接します。
3. 利用者のペースに合わせ、同じ目線でじっくりと話を聞きます。
4. 利用者に対しての言葉遣い、職員同士の言葉遣い、挨拶は適切にします。
5. 職員間の報連相を徹底し、チームワークを大切にします。
6. 常に問題意識を持ち、自己研鑽に努めます。
7. できないと言わない、愚痴は言わない、人のせいにしません。

法人経営の原則の遵守

令和 8 年度事業を執行するに際し、法人定款第 3 条に規定する法人経営の原則を遵守する。

(※定款内容は前年度同様のため省略)

評議員会・理事会の開催

評議員会の開催

令和 8(2026) 年 6 月（令和 7 年度事業報告及び決算報告等）

令和 8(2026) 年 12 月（令和 8 年度事業経過報告等）

令和 9(2027) 年 3 月（令和 9 年度事業計画及び予算等）

理事会の開催

令和 8(2026) 年 6 月（令和 6 年度事業報告及び決算報告等）

令和 8(2026) 年 9 月（令和 7 年度事業経過報告等）

令和 8(2026) 年 12 月（令和 7 年度事業経過報告等）

令和 9(2027) 年 3 月（令和 8 年度事業計画及び予算等）

事業内容

第一種社会福祉事業

・ 障害者支援施設 姫路暁乃里	生活介護	定員 40 名
	施設入所支援	定員 30 名

第二種社会福祉事業

・ 障害福祉サービス事業 姫路暁乃里	短期入所	定員 4 名
	日中一時支援	定員 4 名
・ 障害福祉サービス事業 太陽の郷	生活介護	定員 20 名
	就労継続支援 B 型	定員 15 名
・ 障害福祉サービス事業 チャレンジ	共同生活援助事業	定員 11 名
	短期入所（空床型）	
・ 相談支援事業 ふらっと	一般・指定・障害児相談支援事業	
・ 障害児通所支援事業 オリオン	放課後等デイサービス	定員 20 名

事業方針

激変する社会情勢に対応し、経営基盤づくりと新しい挑戦を進めます。

1. 誰もがありのままに、その人らしく、地域で暮らす共生社会の実現に向けて

私たちは、障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、「地域生活支援拠点」としての機能を強化します。今年度より「自立生活援助事業」を新たに立ち上げるための準備を開始し、地域支援マネージャーを配置することで、面的整備型の支援体制構築に寄与することを目的とします。

また、医療・介護等の関係機関との連携を深め、切れ目のない支援体制を目指します。

- ・ 自立生活援助事業の新規立ち上げに向け準備
- ・ 地域相談窓口（東部ひめりんく）の充実と医療・介護連携の強化
- ・ 障害者支援施設等の支援力向上と情報発信
- ・ アールブリュット活動の拠点整備と地域への発信強化

多様性を前提とした自ら学び、創造力を引き出す組織づくり

令和8年度より、新人事給与体制の本格的に準備を始めます。職員一人ひとりの役割とキャリアパスを明確にし、意欲をもって働ける環境を整えます。

また、強度行動障害スーパーバイザー養成事業修了者（SV）を中心としたOJTや事例検討会を通じ、専門性の高い人材育成と定着率の向上を図ります。

新人事給与システムの本格的準備

- ・ 強度行動障害支援等の専門性を高める研修・OJTの実施
- ・ 職員の定着率向上とキャリア形成支援の充実
- ・ 実践報告会の開催等による職員の気づきと学びの共有

安定した経営と、持続可能な経営基盤の確立に向けて

新たな福祉サービスへの挑戦を支えるため、財務状況のモニタリングを継続し、安定した経営基盤を確立します。バックオフィスの効率化やICT活用による業務改善を進めるとともに、大規模改修等に向けた計画的な資金計画を遂行します。

財務目標の達成に向けたモニタリングと迅速な業務改善

- ・ 経常増減差額比率は、毎年3%以上を確保
- ・ ICTの活用による合理化と業務改善
- ・ 施設の大規模改修および新築に向けた資金計画の実行

新たな事業の推進と事業領域の開拓

姫路暁乃里の新棟運用開始と大規模改修の準備

令和 7 年 12 月に着工した新棟の竣工・運用開始に向けた準備を進めます。

また、将来的な完全個室および職住分離の完了（令和 10 年度目標）に向け、既存棟の大規模改修計画を具体化します。

- ・ **高齢化・重度化に対応したグループホーム整備の推進**

令和 9 年度の建設を目指し、高齢・重度障害者対応型グループホームの候補地調査および基本設計等の準備を進めます。

- ・ **専門性の高い放課後等デイサービスの展開**

自閉症や発達障害児への支援体制を強化し、専門性の高い療育を提供できる体制づくりを推進します。

- ・ **地域相談窓口（東部ひめりんく）の継続**

令和 5 年 10 月に姫路市より受託した地域相談窓口「東部ひめりんく」が最終年度となるため、更新することを目指し、必要なスキルの向上に努めます。

- ・ **自立生活援助事業の立ち上げ準備（新規）**

地域での一人暮らし等を希望する障害者を支えるため、新たに「自立生活援助事業」の新規立ち上げを目指し、準備を開始します。地域生活支援拠点としての機能を拡充し、緊急時の対応や地域移行支援を強化します。

指定障害者支援施設 姫路暁乃里

基本方針

『共に考え、共に実践し、共に達成する』

～利用者・スタッフ・地域と共に～

利用者一人ひとりが思い描く、“夢・理想・未来”の実現に向けて、利用者とスタッフの信頼関係のもと、利用者に関わる全ての関係機関、全ての人々を巻き込みながら地域社会が一体となって“共に考え、共に実践し、共に達成する”支援体制の実現を目指します。

取り巻く環境

国の調査研究において、強度行動障害の状態にある利用者ほど支援時間が長く、職員の負担も大きいことが示されており、支援の困難度に応じた支援体制の強化が求められています。こうした状況を踏まえ、国は中核的人材の育成や専門的支援体制の整備を重要な政策課題として位置づけ、強度行動障害の状態にある利用者に対する専門性の高い支援体制の構築が求められています。また状態の悪化を防ぎ生活の安定を図るため、一定期間集中的に専門的支援を行う「集中的支援」の取り組みも重視されています。

さらに、本人の意思決定やサービス選択を尊重する「本人中心」の考え方が支援の基本となっています。支援の場面において、専門職や家族の判断を優先するのではなく、本人の意思や希望を丁寧に汲み取り、必要な支援につなげることが求められています。こうした流れの中で、令和 8 年度から意思決定支援の推進が制度上義務化され、本人の意思を尊重した支援体制の構築が重要な課題となっています。また障害のある本人や家族の高齢化が進む中、将来を見据えた権利擁護や生活支援の重要性も高まっており、成年後見制度についても本人の意思を尊重した柔軟な活用に向けた見直しが進められています。

このような社会の動向を踏まえ、姫路暁乃里においても重度化、高齢化が進む中、中核的人材を配置し職員への指導・助言や支援方法の共有を通じて専門性の高い支援体制を整備していきます。また強度行動障害の状態にある利用者に対しては、状態に応じた専門性の高い支援を行い、生活の安定を図ります。また本人の意思確認と意思決定支援を支援の軸とし、コミュニケーションが苦手な方にも日常生活の中で選択する機会を広げ、居室環境や活動プログラムなど、本人の意思や好みに沿った生活が実現できるよう取り組みを推進します。

以上の内容を踏まえ、下記の通り重点目標を実施していきます。

重点目標

1. 根拠に基づいた標準的支援の推進

専門性向上とチームとしての支援力強化

- ・ 外部講師を招いた事例検討会を2ヵ月に1回実施し、職員がアセスメントの視点や支援に関する専門的助言を得られる機会を継続します。これにより支援の軸となる職員の専門性や支援力の向上を図るとともに、その効果をチーム全体へ波及させ、組織としての支援体制の強化につなげます。
- ・ 事例検討会を通じて、どの職員でも実践可能な支援の仕組みの定着や、標準的支援を推進していきます。さらに利用者一人ひとりの状態やニーズを捉えたアセスメントに基づき、意思決定支援、そして標準的支援の確立を推進します。
- ・ 職員個々の専門性の向上とチームとしての支援力強化を両立させ、事業所全体の質の高い支援体制の確立を目指します。
- ・ 事業所内において強度行動障害の状態にある利用者に対し、より質の高い支援を提供するため組織内で指導・助言ができる人材として、中核的人材の認定を受けた職員を配置する。対象利用者については週1回以上の行動観察を実施し、支援計画シートの見直しに関する助言と指導を職員へ行うことで、継続的な支援内容の改善と支援の質の向上に努める。

標準的支援に向けたマニュアルの整備

支援の質の均一化と向上を目的として、標準的支援に基づいたマニュアルの整備を行います。支援の基本的な考え方や手順を明文化し、全職員が共通認識のもとで支援を実施できる体制を構築することで、属人化を防ぎ安定した支援提供を目指します。

マニュアルの作成については、現行の支援内容や業務プログラムを整理して実践的な内容とします。また新任職員を含めどの職員も円滑に業務を理解できるよう、分かりやすい構成とします。

整備したマニュアルはSDCAサイクルに基づき運用し、日常業務の標準として定着させます。また利用者ニーズの変化や社会情勢、制度改正等を踏まえ定期的に見直しを行います。新たな課題や改善点についてはPDCAサイクルにより検証・改善しマニュアルへ反映することで、支援の質の向上とチーム全体の支援力の強化を図ります。

新設棟への移行、既存棟改修に向けての予告と構造化準備

令和9年1月竣工予定の新設棟へ生活の場の移行や活動の場の拡大、エリア分けを予定しています。そしてその後、既存棟の改修工事を実施します。

新設棟では、現在の多床室から完全個室へ移行することで、利用者一人ひとりのプライバシーに十分配慮した居住環境を整備します。

これに伴い、個々の特性に合った居室内のレイアウトや生活エリアに変更を行うため、移行前より段階的な事前予告を行うとともに、利用者および関係者を対象とした説明会を実施し、安心して新たな生活環境へ移行できるよう支援体制を整えます。

2. 人材の確保・育成・定着に向けた取り組み

① 確保

法人が求める職員像を共有したうえで、仕事内容や職場の理解を図るための施設見学や説明会、事前の就業体験等を実施します。実習生の受け入れについては、学校とのパイプづくり、法人への就職を希望する学生を増やす重要な機会となることから、受け入れ体制や実習担当の職員を中心に指導方法等に十分な留意を行います。

② 育成

支援内容や業務内容については、支援手順書や業務マニュアルの作成の整備を進めるとともに、職員自身が理解度を把握でき、客観的な評価が行えるよう、現在実施している人事評価をより一層活用していきます。また障害福祉に特化したオンライン研修サービス「Special Learning」を活用し、個々のキャリアに応じた知識や心構えの基礎力向上を図ります。

また日常業務を通じた OJT を基本とし、職員一人ひとりが自分らしさを活かせるよう、そしてなりたい自分を目指せるよう、安心して相談・成長できる育成体制を整えます。経験年数や役割に応じて、短期的、中期的、長期的な目標の設定と定期的な面談や振り返りの機会を継続して設け、個々に応じたキャリアアップを支援します。

専門性の高い人材育成を重点目標の一つと位置づけ、日々の支援、実践を通じて職員一人ひとりの支援力向上を図るとともに、チームとして支援の質を高める体制づくりに取り組みます。個々に応じた支援プログラムや支援の仕組みづくりの核となる人材を計画的に育成することで、利用者一人ひとりがより安心して生活できる環境づくりを推進していきます。

・支援スキル（理念の理解、安全管理・記録・障害特性と支援の理解など）を項目化し、個々に応じた目標シートを導入して一緒に目標設定を行います。また評価基準も明確にして個々の成長を共有していきます。

③ 定着

定着を図るためには、魅力的な風通しの良い職場環境の整備が重要であると考えています。

労働環境については、業務時間内での記録入力やその他支援に関わる事務時間の確保を行いながら、より安心して働く事ができるよう環境を継続して整えます。

また過度な業務負担や職員の孤立を防ぐとともに、職員同士が日常的に相談し合い、学び合える風土づくりを進めることで、支援や業務に関する悩みを一人で抱え込むことのない支援体制を整えます。

3. 地域との連携・関係の強化

地域連携推進会議をはじめとした地域との連携を進め、福祉施設として地域に開かれた事業所、地域資源としての役割を果たすことを目的とします。地域連携推進会議の開催において、関係機関や地域関係者との意見交換を行うことで、障害福祉に関する理解を深めるとともに、地域のニーズや課題の把握に努めます。これにより地域の方と顔の見える関係づくりを進め、円滑な連携体制の構築を図ります。

地域との相互理解と協力関係を深めることで、利用者が安心して地域で生活を続けられる環境づくりを進めていきます。

地域の防災機能、福祉避難所として、姫路市内の地域防災体制を支える重要な役割を担います。一般の避難所では生活が困難な障害のある方や、専門的な配慮が必要な方を受け入れる体制を整えています。地域生活支援拠点として培ってきた支援経験や専門性を活かし、非常時においても利用者一人ひとりの特性に応じた支援を行うことで、姫路市内の障害のある方が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所としての周知や、備蓄品の管理に努めます。

利用者支援

利用者の希望や課題を把握し、本人・家族の意向を踏まえた個別支援計画に基づき、障害の程度や特性に配慮しながら生活の質の向上と生活習慣の改善を図ります。

1. 事業の目的

① 生活介護

利用者の状況に応じて適切な食事、整容、更衣、排泄、移動等の生活全般にわたる支援を継続する。嘱託医・看護師と連携を取りながら日常生活上の健康状態、服薬、健康に関する相談、アドバイスを受けながら健康維持のためのサービスを提供、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活能力の向上のために必要な援助を行うことを目的とする。

② 施設入所支援

常に介護を必要とする利用者に、個別支援計画に基づいて夜間および休日の入浴、排泄、食事の介助等を行う。また利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように、置かれている環境に応じて個別のニーズに沿ったサービスの提供、相談、その他の日常生活の支援・介護をすることを目的とする。

年間計画

毎月	■ 法人会議（毎月実施）	1. 虐待防止委員会 2. 身体拘束適正化委員会 ※上記 1.2 は法人会議内にて実施する。
	■ 強度行動障害の状態にある利用者の事例検討会	2 カ月に 1 回実施。他法人からも参加者あり。
	■ 虐待防止研修（全職員）	年 1 回（5 月）実施。新人職員へは採用時に実施する。

月	行事	施設外研修	施設内研修
4 月	観桜会		新任職員研修会
5 月	家族会 ばんたん親善運動会		虐待防止研修（全職員） 事例検討会
6 月	健康診断	行動援護従事者養成研修 新任職員研修 新任リーダー研修	
7 月	家族会 七夕会	播淡地区職員研修会	避難訓練（夜間想定） 消火訓練 事例検討会
8 月		播淡地区施設長・職員合同研究会 社会福祉施設等新任職員研修	
9 月	夏祭り 家族会	兵庫県サービス管理責任者研修 兵庫県相談支援従事者初任者研修 社会福祉施設等リーダー研修 全国知的障害福祉関係職員研究大会	事例検討会
10 月	的形・大塩秋祭り ハロウィン	強度行動障害支援者養成研修(基)	
11 月	家族会	播淡地区職員研修会	事例検討会
12 月	クリスマス会	兵庫県サービス管理責任者基礎研修 強度行動障害支援者研修会	
1 月	初詣、鍋の会、餅つき ふれあいコンサート		事例検討会
2 月	節分 バレンタイン	播淡地区施設長会研修 兵庫県サービス管理責任者更新研修 強度行動障害支援者養成研修（実）	AED 研修会
3 月	ひなまつり 家族会	強度行動障害 SV 養成事業実践報告会	避難訓練（日中想定） 消火訓練 事例検討会

※2025 年度実績より

医務・保健計画

① 日常の健康管理

利用者の健康状態把握のため、常に表情や行動を観察し、病状の早期発見・早期対応に努める。またサービス提供中に異常が認められた場合は通院等の適切な処置を行う。

- ・ 慢性疾患、特定疾患の注意事項を職員に周知する。
- ・ 利用者内服薬の管理及び常備薬の取り扱いに万全を期す。
- ・ 感染症対策としてスタンダードプリコーション（標準予防策）を実施する。
- ・ 利用者のバイタルチェックを行う。（起床時、入浴時、体調不良時）
- ・ 毎週月曜日にパルスオキシメーターで酸素飽和度を測定する。

- ・ 理学療法士がリハビリテーション実施計画書に基づいたリハビリテーションやケアを実施し、利用者の身体的な機能、ADL の向上に努める。
- ・ 口腔ケアの質の向上を目的として、歯科衛生士による口腔ケアを定期的実施します。定期的な専門職による指導・ケアにより、施設職員の口腔ケアに関するスキル向上を図ります。

② 健康計画

内容	対象者	予定月
嘱託医 2 名による往診	全員	月 1 回または月 2 回
健康診断	全員・夜勤者	6 月・12 月
インフルエンザ予防接種	全員	11 月～12 月
理学療法士によるリハビリ 理学療法士の指示による支援員によるリハビリ	全員	生活介護開所日
歯科衛生士による口腔ケア	施設入所者	月 2 回～月 4 回

短期入所（宿泊を伴う）、日中短期入所（宿泊を伴わない）

1. 目的

個々の心身の状況や介護している家族が、疾病・冠婚葬祭・学校等の公的行事への参加、休養等の目的で家庭における介護が困難になった場合、一時的に施設を利用（レスパイト）、短期間の入所をする。

サービス内容

日中における一時的な預かりを希望する利用者・宿泊を伴う利用で短期間の入所を必要とする利用者の状況に応じて食事・排泄・入浴等の日常生活支援を行う。

活動内容

食事の提供	利用者の希望、健康面を考慮した食事を提供する。
-------	-------------------------

生活に関する相談、援助	利用者が安心して生活できるよう、日常生活全般の困り事や不安に対して解決、軽減できるよう支援を行う。
服薬管理	状況に応じて服薬援助を行う。
健康管理	利用者の健康状態に注意し、必要に応じて、食事等配慮する。
短期利用者に対する緊急時の対応	利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応・ご家族、関係機関との連絡調整を行う。
情報提供	利用時における本人の状況報告、家庭においての関わりについての相談、サービス事業所の情報提供、各種福祉サービスの情報提供を行う。
地域生活支援拠点	在宅で介護している保護者の高齢化が進み、緊急性の高い案件（介護者の急病等の緊急時）で 2025 年度 4 月～1 月の緊急短期入所を受け入れた実績は姫路市内 2 件、姫路市外(兵庫県外)1 件であった。

栄養課(日清医療食品株式会社)事業計画

1. よりよい食事提供の構築

- ・ 嚥食される方の状態を把握し、食形態を随時見直す。
- ・ 味付けの均一化を図る。
- ・ 病態に合わせた食事作り。
- ・ 栄養基準量に基づいた食事提供。
- ・ 選択する楽しさ、喜ばれる食事の提供。
- ・ 施設内栄養基準を八訂基準に変更して作成する。

嗜好調査（アンケートによる）実施

- ・ 利用者様の要望や不満を把握する。
- ・ アンケート結果より、味付け、献立の見直しを行う。

給食委員会の実施

- ・ 月に1回給食委員会を開催し、職員様より利用者様個々の現在の食形態加工についての確認や改善、味付けやメニューに対する意見を頂き、その情報をもとに協議し、より良い食事提供を行う。
- ・ 給食会議で利用者様の毎月の身体測定結果を職員様、施設栄養士様と確認し、ごはん量や食事形態の調整を行う。

食の充実を図り、複数献立を取り入れる

- ・ 月に2回、3者択一メニューを取り入れる。
- ・ 月に2回、ティータイム時に手作りおやつを提供する。
- ・ 月に1回、季節の行事食かバイキングのどちらかを取り入れる。

食事提供時間

朝食	8:00	
昼食	12:00	早出 11:30、11:45
夕食	18:00	早出 17:30、17:45

※11:30 9名、11:45 1名

※17:30 6名、17:45 1名、その他（ショートステイ 19時まで退所される方）

職員体制

- ・ 姫路暁乃里栄養士 1名（非常勤）
- ・ 日清医療食品株式会社栄養士 1名
- ・ 日清医療食品株式会社調理員 3名

衛生管理体制に基づいた安心・安全の食事体制

- ・ 月2回の事業所衛生チェック。
- ・ 支店衛生担当による衛生監査。
- ・ 月1回のチーフ会議で実施する衛生についての勉強。
- ・ 本社衛生管理室による衛生監査。

非常時・災害時におけるバックアップ体制の確立

- ・ 災害時における対応マニュアルを全事業所装備。
- ・ 非常用備品を各支店単位で装備。

障害福祉サービス事業所 太陽の郷

基本方針

1. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、主人公として活動できることを大切にします。
2. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりが、どの場面でも自分の考えで選び決めることを大切にします。
3. 太陽の郷を利用する利用者ひとりひとりの考えや行動を認め、本人の権利を守ります。

取り巻く環境

就労継続支援 B 型事業では、障害のある方が地域で自立した生活を送れるよう、全国的に工賃向上の取り組みが進められている。兵庫県においても平均工賃月額令和 6 年度で 20,664 円となり、この 10 年間で 7,644 円の増加がみられる。こうした状況のなか、昨年度には「働く中にも楽しみを取り入れた」というニーズが利用者から挙がった。それぞれの利用者に合わせた支援の在り方を改めて構築していく必要があり、太陽の郷としては下記の重点項目に取り組んでいく。

重点目標・利用者支援

生活介護

強度行動障害の状態にある方への支援を進めていくなか、さらなる専門的知識、理解の向上を目指し、利用者が意思決定することで見通しのある生活が送れるように支援していく。

■ 強度行動障害の状態にある方への支援の向上

スケジュールや仕切りなどによる空間の構造化を進めたことで、環境が整い、作業に取り組む時間を確保できる利用者が増えている。こうした自閉スペクトラム症への支援は定着しつつあり、今後も継続した取り組みが求められる。

また、アセスメントを行う過程で、職員一人ひとりの考える力や発信力を育て、組織全体で支援の検討と実践を重ねることで、支援力の向上を目指す。

■ 働き、楽しみのある生活へ

全員が落ち着いて作業に取り組めるよう、環境面の支援を行い、継続して活動できる体制を整える。また、年間を通したカレンダーを作成し、季節の行事やお楽しみ行事を計画して月間カレンダーで視覚的に示すことで、「楽しみ」を見通しながら毎日を過ごせるようにする。さらに、外出の計画では利用者自身が選択できる意思決定の場面を設け、行き先などを一緒に考えることで、参加意欲の向上につなげていく。

就労継続支援 B 型事業

新たな作業の開拓のため知識の獲得、作業を確立させていく上で地域との繋がりを拡げていく。また、一般企業への就職を目指す人、楽しみの場を持つことで生活の質の向上を目指す人、人に合わせた働き方を目指すため下記の内容を実施する。

■ それぞれにあった働き方へ

- ・ 工賃向上を目指す人と、楽しみをありながら働くことを目指す人、意思確認しグループ分けし支援体制の構築を行っていく。

■ 施設内作業班（ダイレクトメール作業）

- ・ 収益目標年間 1,600,000 円を達成させる。
- ・ 定期的にある作業を確実に納品していくことで、新たな仕事の獲得に繋げていく。また、個別で苦手な工程を振り返り、必要に応じて自助具の作製、改良をしていくことでスキルアップやステップアップを図る。

■ 製造販売作業班（お惣菜の店 ごりんや）

- ・ 収益目標年間 10,900,000 円を達成させる。
- ・ 昨年度から進めているバジルソースの製造に向けた栽培、加工、梱包を検討し販売を目指す。
- ・ 畑の土壌改良に力を入れ、ランチやお弁当に使う食材を中心に生産していく。その他で、多くできた野菜は店舗で販売していくことで収益増を目指す。
- ・ イベント販売時に、学生ボランティアを募って学校との繋がりをもっていく。

■ 施設外作業班（除草、清掃、リサイクル作業）

- ・ 収益目標年間 4,500,000 円を達成させる。
- ・ 施設外での挨拶や危険認識等、施設内とは違った部分の訓練も組み込み一般就労に向けて必要なスキルの向上を目指し支援していく。
- ・ 除草では、市委託の大塩海岸や近隣地域からいただいている仕事を受け、地域との繋がりをもっていく。

年間計画

毎月	■ 法人会議（毎月実施）	1. 虐待防止委員会 2. 身体拘束適正化委員会 ※上記 1.2 は法人会議内にて実施する。
	■ 強度行動障害の状態にある利用者の事例検討会を実施する。 ■ 一般就労に繋げるための活動	2 カ月に 1 回実施。 他法人からも参加者あり。
	■ 虐待防止研修（全職員）	年 1 回（5 月）実施。 新人職員へは採用時に実施する。
	■ 全体会議	毎月第 2 週木曜日

月	行事等	家族関係	絵画作品展・その他
---	-----	------	-----------

4 月	花見（全体）	家族会 個別支援計画説明面 談	
5 月			ひめじアーティストフェスティ バル出店（ごりんや）
6 月		家族会	
7 月			ひめされん合同説明会
8 月	夏祭り（全体） 慰労会（就労）	家族会	
9 月	避難訓練（全体） お楽しみ外出（全体）		
10 月	お楽しみ外出（全体）	家族会 個別支援計画説明面 談	
11 月	お楽しみ外出（全体） ハロウィン（生活）		ばんたんゆうあい作品展
12 月	クリスマス・ 忘年会（生活） 慰労会（就労）	家族会	ひめじよっといで文化祭
1 月			
2 月	節分（生活）	家族会	
3 月	避難訓練（全体）		かんでんコラボ・アート出展 兵庫県美術工芸作品公募展出展 ひめされん祭り出店（ごりん や）

共同生活援助 チャレンジ

基本方針

障害者の地域生活移行の一つの手段として、共同生活援助事業における共同生活住居を設置運営し、利用者一人一人にとって心安らげる「家」となるような支援を目指す。利用者の障害種別や支援区分に関係なく、充実した生活を営むことができるよう、サポートと相談業務の強化を図り、各関係機関と連携を密にして、継続的に支援する体制を整える。

取り巻く環境

共同生活援助を取り巻く社会情勢は、利用者数の増加と障害特性の多様化、新規参入事業者の急増、そして国の財政負担の拡大を背景に、大きな転換期を迎えている。これまで国は住まいの場の整備を優先し、量的拡大を進めてきたが、近年は支援の質や透明性を重視する方向へ政策の軸足を移しつつある。特に、支援内容のばらつきや閉鎖的な運営が課題として指摘され、ガイドライン整備や地域連携推進会議の導入など、外部の目を取り入れた質の確保が求められている。また、障害福祉サービス費増大に伴い、新規参入事業所の基本報酬を一時的に引き下げるなど、制度の見直しも進行中である。地域移行後の生活を支える基盤として、「どのような支援を提供し、その支援が利用者の生活にどのような価値を生むのか」を明確に示す説明責任が一層求められている。また、兵庫県は2024年に実施したアンケート調査をもとに、兵庫県知的障害者施設協会へ「親なきあとを支えるグループホーム支援力強化事業」として研修会の開催を委託した。グループホームの利用ニーズに対応し、更なる充実した支援を提供するため、支援力底上げに向けた取組みである。対面参加だけではなく、動画視聴によるものもあるため、学びやすい工夫もされている。

重点目標

共同生活援助事業では、利用者が地域で安心して自分らしい生活を営めるよう、生活スキルの向上や社会参加の促進に取り組む。また、個別支援計画の質を高め、定期的なモニタリングを通じて支援内容の改善を図り、支援の質の向上と継続的なサービス改善を図る。

さらに、事故防止・防災対策・感染症対策などの取り組みを強化し、安全で快適な生活環境の整備を進めるとともに職員研修や情報共有体制の充実による人材育成と定着の促進を目指す。加えて、医療機関や相談支援専門員、地域住民との連携を深め、地域に開かれた事業運営を推進する。

1. 利用者の権利擁護と意思決定支援の充実

- ・利用者の意思を尊重し、意思決定支援を日常的に実施
 - 意思決定における成功体験を積み重ねながら意欲を高められるように意思決定支援をしっかりと

実施していく。

→意思決定支援における3要素を職員が理解して支援にあたることができるようになる。

1. 意思形成支援：関係性構築や障害特性の理解等、土台をしっかりと作っていくこと。
 2. 意思表出支援：言語以外にも必要に応じて視覚的なものも獲得していく。
 3. 利用者から表出された思いを実現出来るように努める。実現することにより次の表出へと繋がっていく。
- ・虐待防止、権利侵害防止の体制整備
 - ・苦情、意見を表明しやすい仕組みづくり
- 虐待を未然に防ぎ、利用者の権利が守られるよう定期的な研修開催と、担当者の明確化や意見BOX設置等、入居者からも意見を聞けるような取り組みを実施していく。

2. 支援の質の向上

- ・個別支援計画の質の向上
 - アセスメントの精度を高め、本人の意思を尊重した目標設定を行う。
- ・モニタリングの定期実施と改善サイクルの強化
 - 定期的に支援を振り返り改善を重ねることで、支援の質を継続的に高める。
- ・重度、高齢化など専門的支援の強化
 - 状況の変化に対応しながら、安心して暮らし続けられる体制を整える。

3. 地域との連携強化

- ・地域住民との交流の機会を設ける。
 - 地域とのつながりを深めることで、利用者の社会参加と地域共生を促進する。
 - 年2回の地域清掃への積極的な参加。
- ・医療機関、企業、関係機関等との連携強化
 - 外部機関との連携を強化することで、地域全体とのつながりを広げ安心して暮らし続けられる環境づくりにつなげる。
- ・地域連携推進会議の開催
 - 関係機関、地域とのつながりを深め、地域共生に向けた協働体制を構築する。
- ・災害、緊急時の対応
 - 「命を最優先に行動する」を基本として、災害・緊急時の対応の支援を強化する。緊急事態が発生した場合は、緊急連絡網の連絡系統に従って速やかに連絡を行い、バックアップ施設である姫路暁乃里との連携を図る。日中活動の場で過ごしている場合は、速やかに就労先や事業所等、もしくは利用者本人に連絡を取り、安否確認を実施する。
 - 年2回の避難訓練を実施する。その中で避難だけでなく通報や消火訓練を行うことで、自己防衛能力の向上を図る。
 - 姫路市の「災害時要援護者台帳」に利用者の情報を登録し、自治会や消防団、民生委員に利用者の存在を知ってもらう。

→業務継続計画(BCP)の見直し、研修(シミュレーション)を定期的を実施し、有事の際に職員ひとりひとりが速やかに行動できるようにする。

・年間計画

毎月	■ 法人会議（毎月実施）	1. 虐待防止委員会 2. 身体拘束適正化委員会 ※上記 1.2 は法人会議内にて実施する。
	■ 強度行動障害の状態にある利用者の事例検討会	2 カ月に 1 回実施。他法人からも参加者あり。
	■ 虐待防止研修（全職員）	年 1 回（5 月）実施。新人職員へは採用時に実施する。

月	事業所内研修	行事等
4 月		避難訓練
5 月	虐待防止研修	
6 月	感染症防止研修	
7 月	障害特性に関する研修	
8 月		
9 月	AED 研修	
10 月		避難訓練
11 月		
12 月	感染症防止研修	
1 月	事故防止研修	
2 月		
3 月		

相談支援事業所 ふらっと

基本方針

利用者の自立した生活を支え生活していく上でのニーズの解決に向けて各関係機関や他職種間との連携を図りながら、個々に提供されるサービスを包括的に調整し細かく支援する。

取り巻く環境

障害福祉サービス利用者の増加に伴い、計画相談支援に対するニーズが高まっている一方で、相談支援専門員の不足や支援内容の複雑化が課題となっている。特に、医療・就労・家族関係など複数の課題を抱えるケースが増加しており、丁寧なアセスメントと継続的な関りが求められている。国においては「地域共生社会」の実現を掲げ、属性や世代を問わず相談を受け止める包括的相談支援体制や、地域住民同士のつながりを活かした支援を推進する重層的支援体制整備事業の取り組みが全国で進められており、地域における身近な相談団窓口の役割はますます重要となっている。

重点目標

1. 本人中心支援・権利擁護

本人の意思決定を尊重し、思いや願い価値観を丁寧に汲み取りながら、その人が望む生活の実現に向けて支援計画を構築する。生活全体を見据え、日々の変化や課題に寄り添いながら継続的に支援内容を見直すことで、本人が地域でその人らしく暮らし続けられるよう、質の高い本人中心支援を推進していく。利用者の権利が適切に守られ、安心して生活できる環境を確保することを重要な取り組みとして位置づけ、本人の希望や意向を丁寧に把握し意思決定を尊重した支援に努める。併せて、困難や不安の兆候を早期に把握し、職員間および関係機関との連携を強化することで、権利侵害や虐待の早期発見と適切な対応につなげる体制を整備する。

2. 相談支援スキルの向上

相談支援専門員として専門性を高めるため、研修や事例検討、振り返りの機会を充実させ、アセスメント力、計画立案力、記録の質など基礎的スキルの向上を図る。また、支援の進行状況や利用者の変化を踏まえて支援の在り方を適宜検討し、利用者の状況やニーズに応じた支援が提供できるように努める。医療的ケア児者への支援体制の充実が求められている中、医療・福祉・教育など関係機関との連携を円滑に進めるため、医療的ケア児者等コーディネーター研修を受講し、資格を取得した。今後はその専門性を活かし、医療機関や「顔の見える」連携を図りながら、医療的ケア児者およびその家族が地域で安心して生

活できるよう相談支援の充実に努めていく。

3. 連携強化

地域の多様な機関と連携を深め、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進するとともに、利用者が必要とするサービスや支援につながりやすい環境を整える。関係機関との情報共有や調整機能を強化し、支援の流れが途切れないように支援体制を整備することで、利用者のニーズに応じた支援を円滑かつ効果的に提供できる地域支援ネットワークの構築を目指す。

4. 東部ひめりんくの継続

2023 年から姫路市より受託していた「地域相談窓口 東部ひめりんく」が更新を迎えるので、継続更新を申請する。障害のある方が地域で安心して生活できるよう、関係機関との連絡調整を行う「つなぎ役」として、これまで培ってきた地域との連携体制や相談支援の実績を活かし、引き続き障害の有無に関わらず、地域住民の身近な相談機能として役割が果たせるよう努めていく。

5. 人材育成

相談支援専門員に求められるスキル、利用者や家族が抱える真のニーズを見抜く力の「観察力と洞察力」、適切な福祉サービスやインフォーマルサービスに繋げる力の「課題分析力（アセスメント）」、地域の資源を開発し、相談支援の質を向上させる「地域づくり力」、そして、その人を想いながら仕事が出来た人間力を養っていけるように以下の学びを入れていく。

- ①新人職員は先輩相談支援専門員と一緒に動き、基本業務の学び、相談し易い環境を整えていく。
- ②業務マニュアルの作成。
 - 訪問、計画書作成、モニタリング作成、請求業務等々。
- ③研修会への参加
 - 「相談支援従事者初任者研修」
 - 相談支援専門員になるために必須の研修。
 - 「現任研修」
 - 実務に就いてから定期的に受講する法定研修。
 - 「主任相談支援専門員研修」
 - 困難事例への対応や、地域の中核的な役割を担う上位職の育成研修。
 - 「その他（スキルアップ・専門研修）」
 - 意思決定支援、地域生活支援等々。

対象利用児者

1. 障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者
2. 障害福祉サービスを利用するすべての障害児

事業内容

障害者や障害児の保護者等からの利用児者の生活全般に係わる相談に応じ、情報提供・連絡調整・意向を勘案したうえでサービス等利用計画を作成及び関連する業務の実施、事業者等との連絡調整を行う。

①総合的な相談支援及び日常生活全般についての相談

日常生活による悩み、不安、困りごとについての相談を受け付け、一緒に話をしながら考え、具体的な解決に努める。

②福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)

様々な障害福祉サービスの紹介と利用に伴う申請手続きなどの支援、社会資源の活用や福祉に関する情報提供を行う。

③サービス等利用計画の作成、作成後のモニタリング

利用者のニーズに沿って、障害福祉サービスが総合的かつ効果的に提供されるよう、サービス調整を行う。

④支援チームの構築

日中活動を行う福祉関係の事業所や各種専門機関などの紹介や必要な関係機関(保健、医療、教育、就労等)との連絡や調整を行い、関係機関との支援チームで利用者の支援にあたる。

年間計画

毎月	■ 法人会議（毎月実施）	1. 虐待防止委員会 2. 身体拘束適正化委員会 ※上記 1.2 は法人会議内にて実施する。
	■ 強度行動障害の状態にある利用者の事例検討会	2 か月に 1 回実施。他法人からも参加者あり。
	■ 虐待防止研修（全職員）	年 1 回（5 月）実施。新人職員へは採用時に実施する。
	■ 3 事業所会議	毎月第 3 水曜日に実施。
	■ ふらっと会議	週 1 回実施。
隔月	■ 地域サロン	2 か月に 1 回実施。

月	事業所内研修	行事等
4 月	権利擁護研修	避難訓練
5 月	相談機関全体会議	
6 月	感染症防止研修	
7 月		
8 月		
9 月	AED 研修	

10 月	相談機関全体会議	避難訓練
11 月		
12 月	感染症防止研修	
1 月		
2 月	地域自立支援協議会専門部会	
3 月		

放課後等デイサービス オリオン

基本方針

児童ひとりひとりが持つ能力や個性を大切にし、今日よりも良い明日になるよう「楽しく遊び・楽しく学ぶ」環境を提供します。達成感を味わい、自己肯定感を高めていく考え方を主とし、児童ひとりひとりの将来を見据えた支援プログラムの構築を目指します。

取り巻く環境

姫路市として、職員の配置を基準より1名増加することを条件に、定員の2割増（10名定員の場合、12名）までの受け入れが可能となる施策が令和9年3月31日まで延長となった。これは療育を必要とする人達のニーズと受け入れ枠のバランスが取れていない現状からである。更に令和8年10月から姫路市では、最高19日間可能であった利用日数が、月－8日間の利用が可能となる。つまり月31日の場合は23日間となり、現在の19日間より最高で4日間増加する。

近年では「ウェルビーイング」の考え方による意識の向上と安全計画・適切な人員配置が重視される環境となり、「利用者がその人らしく幸せに生活できているか」という視点を大切にしていける必要があるため、単なる「預かり」から「質の高い支援」が強く求められている状況にある。

また、令和8年12月25日より「こども性暴力防止法」が施行され、こどもと接する現場の事業者に対し、性犯罪歴の確認や環境整備が義務化され、性暴力を未然に防ぐ取り組みが強化される。

重点目標

1. 療育の質の向上

・構造化

→全体のスケジュールを簡素化したことで、活動の流れを十分に把握できないことや簡素化されたスケジュールにそのまま従って行動してしまう児童の姿が見られる。

そのため、今後は児童一人ひとりが自分でスケジュールを組み立てたり、必要に応じて組み換えたりできるよう、個別スケジュールの活用を進めていく。

・意思の表出

→自身の意思を相手に伝える手段として絵カード等の意思表出ツールの作成をすすめていく。言葉で

のやり取りが可能な児童であっても、「思ったように言葉が出てこない」「言葉が思いつかない」といった場面は少なくない。そのため、そうした場面でも活用できるツールとして個別のコミュニケーションツールを作成し、使用の練習に取り組んでいく。

・意思決定支援

→おやつや活動等において、児童ひとりひとりが視覚により選択の機会を持てるようにしていく。活動に参加しない場合には何をして過ごしたいのかを自身で選択・表出を行うことができる環境を作り、必要に応じてアセスメントを行い、支援の質も向上させていく。

2. 職員の育成

4月入職の新人職員を育成し、定着へと繋げていく。下記の内容を確実に実施していくことで、先輩職員の知識向上、育成等における自信へと繋げていく。

1. 各マニュアルの作成・システム化

→それぞれが統一された流れの中で支援・業務内容に違いが出ないようにしていく。また、効率化(記録における項目入力等)を図ることで職員間の情報共有や意見交換の時間を確保し、より良い支援を提供する。

2. 事業所内の雰囲気作り

→話し合える環境・作業をしやすい環境を整える為に、取り組む業務によって場所を変えるなど「事務所では静かに仕事をしなければいけない」という固定概念を払拭していく。

何気ないことでも話し合い、職員間でコミュニケーションをとることができる環境作りと、日々の悩みを溜め込まないようにこまめな面談、聞き取りを行っていく。

3. 保護者等への支援

家庭での困りごと等に対する相談援助に迅速かつ丁寧に対応していく。また、年間を通して下記のような取り組みを実施し、保護者だけでなく、これから放課後等デイサービスを利用したいと考えている家族への支援または情報提供を行っていく。

送迎専従の職員とも情報共有を密に行い、各保護者への対応と説明を確実に行っていく。

1. 保護者交流会の開催

2. 月間での児童の様子は SNS 等を活用しながら情報共有していく。

3. その他、検討事項を全職員で話し合いながら日々の支援に繋げていく。

月	事業所内研修	行事等
4 月		お花見
5 月	虐待防止研修	避難訓練
6 月	AED 研修	
7 月	事故防止研修	
8 月		水遊び
9 月		
10 月		避難訓練
11 月		
12 月	感染症防止研修	クリスマス会
1 月		初詣
2 月		豆まき
3 月		

4. 地域等との交流

児童発達支援、保育園、幼稚園等と一緒に学ぶ機会を計画する等、交流の機会を提案していく。また、年に 1 回は地域向けのイベントを開催する等、地域との繋がりも少しずつ作り上げていく。

・年間計画

毎月	■ 法人会議（毎月実施）	1. 虐待防止委員会 2. 身体拘束適正化委員会 3. 事故防止委員会 4. 感染症防止委員会 ※上記 1～4 は法人会議内にて実施する。
	■ 強度行動障害の状態にある利用者の事例検討会	2 カ月に 1 回実施。他法人からも参加者あり。
	■ 虐待防止研修（全職員）	年 1 回（5 月）実施。新人職員へは採用時に実施する。